

○多摩市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例

平成16年12月28日条例第31号

改正

平成19年3月30日条例第1号

平成27年3月31日条例第7号

多摩市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び第4項の規定に基づき、市が設置する公の施設の管理を行わせる指定管理者の指定の手續等に関し必要な事項を定めるものとする。

(募集)

第2条 市長又は教育委員会（以下「市長等」という。）は、指定管理者に公の施設の管理を行わせようとするときは、次に掲げる事項を明示し、指定管理者になろうとする法人その他の団体（以下「団体」という。）を公募するものとする。

- (1) 公の施設の概要
- (2) 指定管理者が行う管理の業務の範囲
- (3) 申請受付期間
- (4) 利用料金に関する事項
- (5) 指定管理者を指定して管理を行わせる期間（以下「指定期間」という。）
- (6) 申請の資格
- (7) 選定の基準
- (8) その他市長等が必要と認める事項

(指定管理者の指定の申請)

第3条 前条の規定により、指定管理者の指定を受けようとする団体は、次に掲げる書類を添えて、申請受付期間内に市長等に申請しなければならない。

- (1) 指定管理者の指定を受けようとする公の施設の管理に係る事業計画書
- (2) 公の施設の管理に係る要員配置計画書
- (3) 公の施設の管理に係る収支計画書
- (4) 経営の状況等当該団体の概要を説明する書類
- (5) その他市長等が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる団体は、指定管理者の指定の申請をすることができない。ただし、第3号については、教育委員会の職務に関する公の施設に限る。

- (1) 市議会議員又はその配偶者若しくは2親等以内の親族が代表者その他の役員である団体
- (2) 市長若しくは副市長又はその配偶者若しくは2親等以内の親族が代表者その他の役員である団体（市が資本金その他これに準ずるものの2分の1以上を出資している団体を除く。）
- (3) 教育委員会教育長若しくは教育委員会委員又はその配偶者若しくは2親等以内の親族が代表者その他の役員である団体（市が資本金その他これに準ずるものの2分の1以上を出資している団体を除く。）

(候補者の選定)

第4条 市長等は、前条の規定に基づく申請があったときは、次に掲げる選定の基準に照らし総合的に審査し、最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定するものとする。

- (1) 公の施設の効用を最大限に発揮するとともに、利用者の公平な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。
- (2) 公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。
- (3) 公の施設の管理に係る経費について、市が管理する場合に要するものと同程度以下で管理することができること。

(4) その他市長等が必要と認める事項

(公募によらない候補者の選定)

第5条 市長等は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第2条の規定による公募によらずに指定管理者の候補者を選定することができる。

(1) 公の施設の性格、規模、機能等を考慮し、設置目的を最も効果的かつ効率的に達成することができる団体があると認められる場合

(2) 第9条第1項の規定に基づき指定管理者の指定を取り消した場合又は指定管理者が管理を辞退した場合において、緊急に新たな指定管理者を指定する必要があると認める場合

2 前項の規定により指定管理者の候補者を選定するときは、市長等は、あらかじめ選定しようとする団体と協議し、第3条に基づく申請を行わせるものとする。

(指定管理者の指定)

第6条 市長等は、第4条又は前条の規定により選定した指定管理者の候補者について、地方自治法第244条の2第6項の規定による議会の議決(次項において「議会の議決」という。)を経る前に、多摩市個人情報保護条例(平成11年多摩市条例第1号)に規定する多摩市情報公開・個人情報保護運営審議会の意見を聴かなければならない。

2 市長等は、議会の議決があったときは、当該候補者を指定管理者に指定するものとする。

3 市長等は、指定管理者の指定を行ったときは、速やかにその旨を公表しなければならない。

(協定の締結)

第7条 指定管理者の指定を受けた団体は、市長等と公の施設の管理に関する協定を締結しなければならない。

2 前項の規定による協定で定める事項は、次のとおりとする。

(1) 指定期間に関する事項

(2) 事業計画に関する事項

(3) 管理の基準に関する事項

(4) 利用料金に関する事項

(5) 事業報告書及び業務報告に関する事項

(6) 市が支払うべき管理費用に関する事項

(7) 指定の取消し及び管理の業務の停止に関する事項

(8) 管理の業務に係る個人情報の保護及び情報の公開に関する事項

(9) その他市長等が必要と認める事項

(業務報告の聴取等)

第8条 市長等は、公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関し、定期に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第9条 市長等は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、市長等はその賠償の責めを負わない。

3 第6条第3項の規定は、指定管理者の指定の取消し又は管理の業務の停止について準用する。

(事業報告書の作成及び提出)

第10条 指定管理者は、毎年度終了後60日以内に、その管理する公の施設に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長等に提出しなければならない。ただし、年度の途中において前条第1項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日の翌日から起算して60日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

(1) 管理の業務の実施状況

- (2) 利用状況並びに利用拒否等の件数及びその理由
- (3) 利用料金の収入実績
- (4) 管理に要した経費の収支状況
- (5) その他管理の実態を把握するために必要な事項
(管理の業務の休止等)

第11条 指定管理者は、管理の業務を休止し、又は管理を辞退しようとするときは、あらかじめ、市長等の承認を得なければならない。

(原状回復義務)

第12条 指定管理者は、その指定期間が満了したとき又は第9条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった公の施設の当該施設及び設備を速やかに原状に復さなければならない。ただし、市長等の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償義務)

第13条 指定管理者は、故意又は過失によりその管理する公の施設の当該施設若しくは設備を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を市に賠償しなければならない。ただし、市長等が特別の事情があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(個人情報の取扱い等)

第14条 指定管理者は、公の施設の管理の業務に係る個人情報の取扱いについて、多摩市個人情報保護条例の規定を遵守しなければならない。

2 指定管理者は、公の施設の管理の業務に係る情報の公開について、多摩市情報公開条例（平成12年多摩市条例第53号）の規定を遵守しなければならない。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長等が別に定める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成19年条例第1号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。（後略）

附 則（平成27年条例第7号）

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定の適用がある場合は、同項の規定の適用がある間、この条例による改正後の第3条第2項第3号の規定は適用せず、この条例による改正前の第3条第2項第3号の規定は、なおその効力を有する。